

事務局ヒアリングを踏まえて短期的に検討すべき追加論点について

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報取扱い等に関する合同会議
令和7（2025）年2月12日

資料
3-2

個人情報保護政策の在り方についての様々な考え方

（「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた事務局ヒアリング」における指摘）

個人の権利利益を
保護するために
考慮すべきリスク

個人データの利用に
おける本人の関与の
意味

事業者のガバナンス

個人データの適正な
取扱いに係る義務を
負うべき者の在り方

個人データに関する
考慮要素等

個人情報の取扱いに
関する規律

個人情報保護法の
位置付け

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

短期的に検討すべき追加論点

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口とした規律の内容を検討

● 同意規制の在り方

個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できるAI開発等、以下の場合には同意不要と整理できるのではないかと

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合
- ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合
- ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人同意を得ないことに相当の理由があるとき

● 漏えい等発生時の対応（本人通知）の在り方

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は本人通知不要と整理できるのではないかと

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

● 個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

個人情報の取扱いに関わる実態（個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大、委託先の管理等を通じた安全管理措置に係る義務の適切な遂行が困難）を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないか

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
 - 統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
- 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
- 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方
- 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方
 - ※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方